合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社イノメディックスと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年三月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年一月二十三日

東京都港区浜松町二丁目四番一号

ＩＭＸホールディングス株式会社

代表取締役　三宅　誠一

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社イズミと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年三月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年一月二十三日

広島県安芸高田市吉田町吉田五九四番地の一

吉田商業開発株式会社

代表取締役　吉田　恒彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である宇佐見博が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十七年一月二十三日

東京都府中市浅間町三―一八―一　エルフォレスト五二六

アイティ・メディアシャ・インク

日本における代表者　宇佐見　博

限定承認公告

本籍宮崎県えびの市大字西郷八七四番地、最後の住所茨城県稲敷市清水七二八番地五

被相続人　亡　春薗　新一

右被相続人は平成二十六年十月十七日頃死亡し、その相続人は平成二十七年一月九日水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十三日

埼玉県所沢市小手指町一丁目二七番地の一

エスポワール二―一〇五

相続財産管理人　春薗　雄一

限定承認公告

本籍石川県野町五丁目六五番地、最後の住所石川県金沢市黒田二丁目三一二番地

被相続人　亡　石黒　則子

右被相続人は推定平成二十六年十月五日死亡し、その相続人は平成二十七年一月九日金沢家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十三日

東京都狛江市和泉本町一丁目三五番地七―四五〇号

限定承認者　蛭川　明子

限定承認公告

本籍長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪一三一七三番地六〇、最後の住所長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪一三一五八番地二　木下第二団地一四号

被相続人　亡　小池　一徳

右被相続人は平成二十六年十月六日死亡し、その相続人は平成二十七年一月十三日長野家庭裁判所伊那支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十三日

長野県茅野市中大塩七番地六六

相続財産管理人　渋澤富士子

特定社債権者集会決議認可公告

平成二十七年一月九日午前十時開催のフォレスター特定目的会社第二回特定社債（一般担保付及び適格機関投資家限定）の特定社債権者集会（以下「本特定社債権者集会」といいます。）における左記事項の決議について平成二十七年一月十四日付で裁判所の認可決定（東京地方裁判所民事第八部平成二十七年（ヒ）第二号）がありましたので公告いたします。

記

本特定社債権者集会における決議事項

特定資産の流動化に関する計画第七項第（八）号①の売却・譲渡方法の確定の件

本決議は、特定資産の流動化に関する計画第七項第（八）号①の売却・譲渡方法が未定とされていた点を確定したものです。

平成二十七年一月二十三日

東京都千代田区九段北四丁目三番一四号

フォレスター特定目的会社

取締役　長田　浩司

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三百十七億一千七百四十五万円減少し、金九千九百五十五万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年二月二十四日であり、社員総会の決議は平成二十七年一月二十二日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年五月二十八日付官報の号外第一一六号五十五頁に掲載されています。

平成二十七年一月二十三日

東京都中央区日本橋本町一丁目九番一三号

新宿六丁目Ｓ街区開発特定目的会社

取締役　見上　正美

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、平成二十七年二月二十六日を効力発生日として、優先資本金の額金三十九億六千三十四万円を金三十九億三十四万円に減少して、発行済優先出資総口数三百九十六万三百四十口（第一号優先出資二百一万九千七百七十三口、第二号優先出資百九十四万五百六十七口）を一口に対して金一千円をもって三百九十万三百四十口（第一号優先出資百九十八万九千百七十三口、第二号優先出資百九十一万一千百六十七口）に有償消却することにいたしました。（減少すべき優先資本金の額は金六千万円であり、優先出資の消却に要する金額は金六千万円である。）

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表は次のとおり公告しています。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年九月一日

掲載頁　四十七頁（号外第一九四号）

平成二十七年一月二十三日

東京都港区六本木三丁目一六番二六号ハリファックスビル　特定目的会社ＪＲＩＣ１

取締役　五十嵐知弘

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、平成二十六年九月一日を効力発生日として、優先資本金の額金三十億二千五百六十六万円を金二十九億五千五百六十六万円に減少して、発行済優先出資総口数三百二万五千六百六十口（第一号優先出資百五十四万三千八十七口、第二号優先出資百四十八万二千五百七十三口）を一口に対して金一千円をもって二百九十五万五千六百六十口（第一号優先出資百五十七千三百八十七口、第二号優先出資百四十四万八千二百七十三口）に有償消却することにいたしました。（減少すべき優先資本金の額は金七千万円であり、優先出資の消却に要する金額は金七千万円である。）

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表は次のとおり公告しています。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年九月一日

掲載頁　四十七頁（号外第一九四号）

平成二十七年一月二十三日

東京都港区六本木三丁目一六番二六号ハリファックスビル　特定目的会社ＪＲＩＣ２

取締役　五十嵐知弘

取消公告

平成二十七年一月六日掲載の優先資本金の額の減少公告は取り消します。

平成二十七年一月二十三日

東京都中央区日本橋本町一丁目九番一三号

新宿六丁目Ｓ街区開発特定目的会社

取締役　見上　正美

正誤

ページ	段	行	誤	正
三六	下	終りから八	収縮期血	収縮期血圧
三九	〃	九	器質的な原因	器質的原因
四四	〃	〃	区分欄ものをいう。	ものに限る。
五二	〃	一二	「基準㈠」	「基準㈠」、「基準㈡」

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月二十三日付第一四号六

十六年十一月十四日付参会

四ページ●同日付政府調達第一四号一二ページ●二

第八号一二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）